

福岡県公報

令和三年七月九日
第二百十五号
増刊
①

目次

人事委員会

○福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則
(人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

人事委員会

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和三年七月九日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第十七号

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則(昭和四十九年福岡県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号(表)中、「氏名及び印」を「及び氏名」に改め、同様式(裏)備考9中「、氏名及び印」を「及び氏名」に改め、「した上、並印」を削る。

様式第二号の二及び様式第二号の三中

「[㊦]を」に改める。
「[㊧]を」に改める。

様式第二号の七及び様式第二号の八中
「[㊨]を」に改める。
(記名押印又は署名)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の福岡県職員の退職手当に関する条例の施行に関する規則の様式によるものとみなす。